

○新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免制度の対象世帯を拡大しました

広報おがの7月号及び小鹿野町ホームページでお知らせいたしました、新型コロナウイルスの影響に係る国民健康保険税の減免制度について、対象となる世帯の要件のうち「世帯主」を「世帯の主たる生計維持者」に変更し、減免の対象となる世帯を拡大しました。

【対象となる世帯】

下記①または②のいずれかに当てはまる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入等の減少が見込まれるほか、一定の要件に該当する世帯

この変更により、被保険者資格が世帯主でない方であっても、その世帯の生計を維持していると認められる方が上記の要件に当てはまる場合には、減免申請の対象となります。

世帯の主たる生計維持者であることの判断は、世帯員の中で収入が最も高いことを判断基準の1つとして行います。

今回の変更は、世帯主変更の届け出が未届けであるなどの理由により、実情として世帯主以外の方がその世帯の生計を維持している事例があることに鑑み行うものですが、国民健康保険の制度上、世帯主は世帯の主たる生計維持者であるとされているため、町では、申請後の世帯主変更を推奨させていただきます。

制度に関する疑問点などは、下記担当までお気軽にご相談ください。

問合せ：小鹿野庁舎・税務課

TEL：75-4125

E-mail：zei@town.ogano.lg.jp